

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
株式会社宮西土建	香川県高松市香川町大野798-4

2. 指名停止措置期間

令和6年5月10日 から 令和6年8月9日 まで（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

株式会社宮西土建の代表取締役は、高松市の舟岡池土地改良区が発注した水路や農道の改修工事にかかる指名競争入札において、同土地改良区の理事長に対し、自社が受注できるよう便宜を図ってもらう見返りに現金53万円を渡したとして、令和6年4月3日、土地改良法違反（贈賄）の疑いで逮捕された。

5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イに該当する。

<措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 山本 隆 (内線2511)

総務部経理調達課長 岡本 隆章 (内線6311)

○総務部契約課建設専門官 森崎 貴司 (内線2512)